

資料 1

信濃町地域公共交通協議会規約修正点

修正前	修正後
<p>第 9 条第 2 項 幹事は、別表 2 に掲げる委員をもって組織する。</p>	<p>修正理由：副町長不在に対応する為</p> <p>幹事は、<u>会長、副会長のほかに</u>別表 2 に掲げる委員をもって組織する。</p>
<p>第 1 1 条第 4 項 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。</p>	<p>修正理由：急を要する議決に対応する為</p> <p>協議会の決議の方法は、会議出席委員の <u>2/3 以上をもって決定することとする。</u></p>
<p>なし</p>	<p>附則 (施行期日) 1 この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 (副町長を置かない期間における特例措置) 2 副町長を置かない期間においては、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、会長は委員のうちから第 5 条 (2) の者をもって充てる。</p>